

伝統工芸品産業等持続・強化支援事業
補助金交付要綱

令和8年4月
新潟県産業労働部

目 次

第1条 (趣旨)	1
第2条 (交付基準)	1
第3条 (交付の条件)	1
第4条 (交付申請書)	2
第5条 (交付決定における消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額の取扱い)	2
第6条 (交付の決定)	3
第7条 (事業の着手時期)	3
第8条 (変更の承認申請)	3
第9条 (事業の中止又は廃止の承認申請)	3
第10条 (事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)	3
第11条 (申請の取下げ)	3
第12条 (状況報告)	3
第13条 (実績報告書)	3
第14条 (補助金の概算払)	4
第14条 (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定 に伴う補助金の返還)	4
第15条 (取得財産の処分の制限)	4
第16条 (事業目標の進捗、達成状況の報告)	4
別記 交付基準	5
別記様式	
第1号様式	7
第2号様式	13
第3号様式	14
第4号様式	15
第5号様式	16
第6号様式	17
第7号様式	19
第8号様式	24
第9号様式	25
第10号様式	26
第11号様式	27

伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、安価な輸入品の流入による長引く需要の低迷に加え、原油・原材料の高騰等により経営状況の悪化が続く中、県内の伝統工芸品産地や特に規模や市場が小さい産地の維持と持続的な発展を図るため、中小企業者及び中小企業者からなる企業グループ等の提案による効果的な取組（以下「補助事業」という。）等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付基準)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。ただし、別記に定める補助対象者となる事業者及び事業計画に参加する事業者は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。

- (1) 本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業でないこと。
- (2) 経費の配分の変更（事業費の20%に相当する金額を超えない軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業の内容の変更（事業費の20%に相当する金額を超えない軽微な変更は除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

- (5) 補助事業が募集年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (10) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (11) 補助事業完了後も事業目標の進捗、達成状況などを2年間報告しなければならないこと。

(交付申請書)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式の申請書を、知事に提出すること。また、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第3号様式によるものとする。

2 前項の補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第5条 知事は、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、前条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、補助金交付の可否及び補助金の額を決定のうえ、申請者に通知する。

(事業の着手時期)

第7条 事業の着手時期は交付決定のあった日以降でなければならない。ただし、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合は、着手前に別記第2号様式による事前着手届を知事に提出しなければならない。

(変更の承認申請)

第8条 事業者は、第3条第2号又は第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第4号様式による事業変更承認申請書を知事に提出すること。

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 事業者は、第3条第4号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、別記第5号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出すること。

(事業が募集年度内に完了しない場合等の報告)

第10条 第3条第5号の規定により知事の指示を求める場合には、速やかに別記第6号様式を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(状況報告)

第12条 事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、別記第7号様式による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第13条 規則第12条の規定による実績報告書は、別記第8号様式のとおりとし、補助事業が完了したとき又は第3条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日から20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月5日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

2 前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕

入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、必要と認めるときは、補助金を概算払で交付するものとする。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、別記第9号様式を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第10号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(取得財産の処分の制限)

第16条 規則第19条第4号及び第5号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が1件50万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月通商産業省告示第360号）の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 規則第19条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第11号様式を知事に提出しなければならない。

(事業目標の進捗、達成状況の報告)

第17条 第3条第11号の規定による事業目標の進捗、達成状況の報告は、別記第12号様式のとおりとし、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後の6ヶ月経過毎に2年間、それぞれの期日から20日以内に知事に提出しなければならない。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記 交付基準

【補助対象者】

①伝統工芸品事業者

伝統工芸品^{※1}を製造する中小企業者^{※2}又は中小企業者を構成員とする事業協同組合等^{※3}や任意団体、企業グループ

②小規模事業者

事業協同組合等が組織されていない又は組織されてはいるが事業所数が少ないなど、組織力が脆弱な地場産地等の小規模企業者^{※4}又は小規模企業者を構成員とする事業協同組合等や任意団体、企業グループ

※1 伝統工芸品とは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づき経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品、及び新潟県知事の指定を受けた新潟県伝統工芸品とする。（以下同じ。）

※2 中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項に規定するものとする。（以下同じ。）

※3 事業協同組合等とは、「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項第1号、第2号、第6号、第7号、第8号に規定する事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商工組合とする。（以下同じ。）

※4 小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定するものとする。（以下同じ。）

【補助対象事業】

原材料価格の高騰や内需低迷の影響による受注減、価格引下げの圧力等により、経営が悪化している伝統工芸品産地や小規模な産地の中小企業者等が行う産地の維持と持続的発展、経営基盤の維持・強化に向けた効果的な取組

（取組の例示）

- ・新工程や新技術・商品の研究開発
- ・産地製品のPRや販路維持、流通構造の見直し
- ・産地維持のための人材育成、技術・技能継承、研修（一般を対象とした体験講座や一般的なビジネススキルの向上を図る取組は対象外）

（注）本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業は、本補助金の対象外とする。

【補助対象経費】

経費区分	内容
謝金	アドバイザー、講師、専門家などの謝金
旅費	アテンド職員旅費、アドバイザー等の費用弁償旅費、派遣研修旅費
会場借上料	研究会、展示商談会、研修、講習会などの会場賃借料
会場整備費	上記に係る会場設営費、装飾費、関連委託料
通信運搬費	電話料、運送料、発送料など
印刷製本費	チラシ、ポスター、テキスト、資料などの作成費
試作・改良費	新製品等の開発に係る経費
研修教材等諸費	研修、講習会に要する教材、原材料、資料などの購入費、受講料
消耗品費	取得価格5万円以内の消耗品（5万円を超えるものは補助対象外）
設備、備品借上料	機械設備、事務用機器の借上料
臨時職員給与費	市場調査等におけるアルバイト賃金
委託費	製造工程のマニュアル、映像の作成、製品PRなどの外注・委託費
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること。

【補助率・補助限度額】

補助対象者	①伝統工芸品事業者	②小規模事業者
補助率	1 / 2 以内	
	(人材育成、技術・技能継承に係る取組に要する経費も 1 / 2 以内)	
補助限度額	1 件当たり 1,500 千円	1 件当たり 1,000 千円

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いたいので、伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付要綱第4条の規定により補助金の交付を申請します。

記

1 補助対象経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助対象経費 円
(2) 補助金交付申請額 円

(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額)

2 補助事業の内容及び補助対象経費の区分

別紙1 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業実施計画書のとおり

3 補助事業完了予定年月日 年 月 日

4 その他

要綱第2条には該当いたしません。
要綱第3条第1号には抵触いたしません。

[注意事項]

- ・暴力団、暴力団員及びこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する場合は申請できません。（要綱第2条）
- ・本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む）から補助金等が支出されている事業は、本補助金の対象とはなりません。（要綱第3条第1号）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業実施計画書

1 事業計画

<p>申請者 代表者役職・氏名 (担当者連絡先)</p>	<p>申請者：○○○○○○○○○ 代表者： 所在地：○○市○○○ 担当者氏名：○○課 ○ ○ ○ ○ TEL:025-000-0000、FAX:025-000-0000 Eメール：</p>
<p>事業名</p>	<p>「 」 ※本事業の対象とする製品の名称：(例)新潟○○仏壇 (伝統的工芸品)</p>
<p>事業の背景 及び 事業の目的</p>	<p>[原材料価格の高騰・内需低迷等の影響など事業実施の必要性を具体的に記入] ●背景 ●目的</p>
<p>事業の概要</p>	<p>[事業の具体的な取組 (いつ、どこで、なにを、どのように事業を行うのか)、 目的を達成するための工夫、スキーム図等を記入] ※人材育成、技術・技能継承等にかかる事業がある場合には、この欄に記入</p>
<p>事業実施期間</p>	<p>----- 年 月 日 ～ 年 月 日</p>

<p>事業実施により期待される効果</p>	<p>[事業実施により期待される改善の効果、産地維持の見込み等の目標とその戦略を記入]</p> <p>●期待される効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>●産地への波及効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 																																			
<p>過去3年間の補助事業の利用実績</p>	<p>[過去3年間に、同様の事業において新潟県知事から補助金の交付決定を受けた場合は、採択事業ごとに記入]</p> <table border="1" data-bbox="464 792 1401 1070"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※年度は、令和5年度であれば「R5」と記入</p> <p>●過去の採択事業での反省点及び過去の採択事業との違いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ 	年度	事業名	概要																																
年度	事業名	概要																																		
<p>効果測定のために設定する目標値 ※実施事業の内容及び期待される効果に応じた定量的・定性的指標を適宜設定してください。</p>	<table border="1" data-bbox="464 1406 1401 1733"> <thead> <tr> <th>目標値</th> <th>現 状</th> <th>事業完了時</th> <th>1年後目標</th> <th>2年後目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例)</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>産地出荷額</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>本事業に係る売上額</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>契約件数</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>職人数</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	目標値	現 状	事業完了時	1年後目標	2年後目標	(例)					産地出荷額					本事業に係る売上額					契約件数					職人数					その他 ()				
目標値	現 状	事業完了時	1年後目標	2年後目標																																
(例)																																				
産地出荷額																																				
本事業に係る売上額																																				
契約件数																																				
職人数																																				
その他 ()																																				

<p>国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構含む）への補助金申請状況 （要綱第3条第1号関係）</p>	<p>本事業計画提出時に、同一内容の事業について、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構含む。）に対し補助金申請している場合は、補助金名等を記入すること。</p> <p>①国 ②新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構含む。）</p> <table border="1" data-bbox="510 392 1348 571"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助金名</th> <th>補助事業の概要</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>該当がない場合は、各欄に斜線を記入すること。 備考欄には、採択予定年月と、補助金申請の優先順位を記入すること。</p>		補助金名	補助事業の概要	備考	①				②			
	補助金名	補助事業の概要	備考										
①													
②													

※必要に応じ、別紙で説明すること。

- (注) 1 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加して差し支えない。
2 必要に応じて参考となる書類を別紙で添付すること。

2 事業費

(1) 補助金申請額等 (単位：円)

総事業費(A)	補助対象経費(B) = (B') + (B'')	補助金申請額(C) = (C') + (C'')	事業者負担等(D) = (A - C)

(2) 補助対象経費の明細 (単位：円)

経費区分	補助対象経費額(B')	積算明細	補助金交付申請額(C') = (B') × 1/2 以内	備考
合計				

※別途、積算内訳や見積書等を添付すること。

(注) 人材育成、技術・技能継承にかかる費用は下表に記入すること。 (単位：円)

経費区分	補助対象経費額(B'')	積算明細	補助金交付申請額(C'') = (B'') × 1/2 以内	備考
合計				

※別途、積算内訳や見積書等を添付すること。

3 参加事業者及び実施体制

No	事業者名	本社所在地 (市町村)	業種	従業員数 (人)	小規模 企業者
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が二十人以下）に該当する場合は、○印を記入すること。

事業実施体制	<p>(別紙可)</p> <p>[例]</p> <pre> graph TD A[事務局 ○○組合] --- B[A社] A --- C[B社] A --- D[C社] A --- E[D社] A -.- F[商工会議所等 (協力)] </pre>
--------	--

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金事前着手届

年 月 日付で申請しました標記の補助事業について、交付決定前に着手したいので、伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てません。

記

1 事前着手の理由

2 着手予定年月日

3 連絡先

所属名称		担当者 職・氏名	
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

※別紙1-1 事業計画に記載の連絡先と異なる場合に記載してください。

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号 にて交付決定を受けた標記補助金について下記のとおり変更交付を受けたいので、伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 補助対象経費及び補助金交付申請額

(変更前)

(1) 補助対象経費 _____ 円
(2) 交付決定通知額 _____ 円

(変更申請額)

_____ 円
_____ 円

(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金交付申請額)

(注) 別記第1号様式 別紙1 2事業費の表を修正して添付すること。

別記第4号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金 内 容
経費区分 の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号 にて補助金の交付決定通知のあった標記事業を
下記のとおり変更したいので、伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付要綱第
8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 経費の区分

(注) 別記第1号様式 別紙1 2事業費の表を修正して添付すること。

別記第5号様式

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定通知のあった標記事業を
下記のとおり中止（廃止）したいので、伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交
付要綱第9条の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業名
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金に係る
補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業
について、下記のとおり事故があったので、伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助
金交付要綱第10条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 補助事業に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金に係る
補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業
の遂行状況について、伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付要綱第12条の規
定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付決定通知額 円

3 遂行状況

(1) 事業内容

(2) 開始期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(3) 補助事業経費の見込み 円

(4) 補助金額の見込み 円

(5) 事業効果の見込み

事業効果	申請時	目標値	年度末見込
(例)			
産地出荷額			
本事業に係る売上額			
契約件数			
職人数			
その他 ()			

※上記、定量・定性的な分析のほか個々の参加企業における特筆すべき事項等を記載

- (注) 1 事業効果には、申請書に添付の事業計画書で設定した目標を記載のこと。
 2 必要に応じて行を追加してください。
 3 年度末見込、次年度末見込等は、その根拠を提出すること。
 4 その他、具体的な遂行状況の説明が必要な場合は、任意様式により提出すること。

4 補助事業に伴う事業費執行の見込み

(1) 補助金交付決定通知時 (単位：円)

総事業費(A)	補助対象経費(B) =(B')+(B'')	補助金申請額(C)	事業者負担等(D) =(A-C)

(2) 補助対象経費の見込み (単位：円)

経費区分	交付決定通知時 補助対象経費額(B')	実績報告時見込み 補助対象経費額(E')	備 考
小 計			

(注) 人材育成、技術・技能継承にかかる費用は下表に記入すること。 (単位：円)

経費区分	交付決定通知時 補助対象経費額(B'')	実績報告時見込み 補助対象経費額(E'')	備 考
小 計			

(単位：円)

	交付決定通知時 補助対象経費額(B)	実績報告時見込み 補助対象経費額(E)	備 考
合 計			

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業が完了したので、伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金額 金 円
(補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額)

2 事業実績
別紙2 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業実績報告書のとおり

3 補助事業完了年月日 年 月 日

4 振込先

金融機関名		口座種別 1 当座 2 普通
支店名		
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業実績報告書

1 事業実績

<p>申請者 代表者役職・氏名 (担当者連絡先)</p>	<p>申請者：○○○○○○○○○ 代表者： 所在地：○○市○○○ 担当者氏名：○○課 ○ ○ ○ ○ TEL:025-000-0000、FAX:025-000-0000 Eメール：</p>
<p>事業名</p>	<p>「 」 ※本事業の対象とする製品の名称：<u>(例) 新潟○○仏壇</u> (伝統的工芸品)</p>
<p>事業の概要</p>	<p>[当年度の事業概要、事業実施状況がわかる写真等を添付]</p> <p>※人材育成、技術・技能継承等にかかる事業がある場合には、この欄に記入</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>事業実施期間</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 ～ 年 月 日</p>

<p>成果及び目標 に対する実績</p> <p>※成果及び目標は、交付申請書に添付した別紙1事業計画書に記載の目標と同じものとし、その他特筆すべき定性的な効果があれば、適宜記載してください。</p>	<p>[事業実績の概要、報告書等があれば添付]</p> <p>○成果 ※産地への波及効果、など</p> <p>○実績</p> <table border="1" data-bbox="461 443 1406 768"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画書目標</th> <th>事業実績</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>産地出荷額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本事業に係る売上額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職人数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 ()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○その他特筆すべき効果</p>		計画書目標	事業実績	達成率	(例)				産地出荷額				本事業に係る売上額				契約件数				職人数				その他 ()			
	計画書目標	事業実績	達成率																										
(例)																													
産地出荷額																													
本事業に係る売上額																													
契約件数																													
職人数																													
その他 ()																													
<p>実施結果の分析 及び課題</p>	<p>[上記の目標と実績に関して、事業概要からの分析結果及び課題等を記入]</p> <p>○分析</p> <p>○課題</p>																												
<p>今後の取組計画</p>	<p>[実施結果の分析、課題等を踏まえて記入すること]</p>																												

(注) 1 様式に記載しきれない場合は、適宜用紙を追加して差し支えないこと。

2 必要に応じて参考となる書類(契約書、請求書、支出伝票、写真、パンフレット等の印刷物、アドバイザー活動状況等を別紙で添付すること。

2 事業費

(1) 補助金申請額等

(単位：円)

総事業費(A)	補助対象経費(B) =(B')+(B'')	控除額(C)	補助金申請額(D) =(D')+(D'')	事業者負担等(E) =(A-D)

(2) 補助対象経費の明細

(単位：円)

経費区分	補助対象経費額(B')	積算明細	補助金交付申請額(C') =(D')×1/2以内	備考
合計				

※別途、積算内訳や見積書等を添付すること。

(注) 人材育成、技術・技能継承にかかる費用は下表に記入すること。

(単位：円)

経費区分	補助対象経費額(B'')	積算明細	補助金交付申請額(D'') =(B'')×1/2以内	備考
合計				

※別途、積算内訳や見積書等を添付すること。

3 参加事業者ごとの実績

No	事業者名	本事業に係る 売上額	契約件数	職人数	その他
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

注 項目は、実績報告として適切な項目名としても差し支えない。

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金について、伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

補助金概算払請求額	金	円
内訳		
補助金交付決定額	金	円
今回概算払請求額	金	円
残 額	金	円

振込先

金融機関名		口座種別 1 当座 2 普通
支店名		
口座番号		
フリガナ 口座名義人		

(注) 今回請求額の算定根拠を示した事業毎の明細書を添付すること。

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が補助金の額の確定通知書により通知した額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る
消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単に補助金の10%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金に係る
補助事業財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付要綱第16条の規定により承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

番 号
年 月 日

新潟県知事 様

申請者住所
申請者氏名（名称及び代表者の氏名）

年度 伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金に係る
事業目標達成状況報告書

年 月 日付け 第 号 で交付決定を受けた標記補助金に係る 年
月末の状況について、伝統工芸品産業等持続・強化支援事業補助金交付要綱第17条の
規定により下記のとおり報告します。

記

事業名：

補助金確定額： _____ 円 （ _____ 年度補助事業）

年度 目標達成状況

	交付申請時 実績	事業完了年度末 実績	現状（ 月 日） 実績	次年度目標値
(例)				
産地出荷額				
売上額				
契約件数				
職人数				
<p>●事業活動の継続状況</p> <p>●事業者数、職人数等への反映状況</p> <p>●今後の予定</p>				